

愛知県立中学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立中学校学則を一部改正したいので、別添案を添えて
請議します。

令和 7 年 3 月 25 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校（愛知県立明和高等学校附属中学校、愛
知県立半田高等学校附属中学校、愛知県立津島高等学校附属中学校及び愛知県立刈
谷高等学校附属中学校）を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるから
である。

愛知県立中学校学則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

愛知県立中学校（愛知県立明和高等学校附属中学校、愛知県立半田高等学校附属中学校、愛知県立津島高等学校附属中学校、愛知県立刈谷高等学校附属中学校）を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の理由

愛知県立中学校の、コース毎の入学定員、通学区域、入学資格及び入学手続を定める必要があるため。

3 改正の内容

- (1) 愛知県立中学校の、コース毎の入学定員、通学区域を定める。
- (2) 入学資格及び入学手続を定める。

4 施行期日

令和7年4月1日

愛知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯 田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立中学校学則の一部を改正する規則

愛知県立中学校学則（令和六年愛知県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（コース、入学定員及び通学区域）」に改め、同条中「県立中学校」を「愛知県立とよはし中学校」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県立中学校（愛知県立とよはし中学校を除く。以下この項及び第六条第一項において同じ。）のコース、入学定員及び通学区域は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる地域に居住する者は、それぞれ、当該各号に定める県立中学校に通学することができる。

- 一 大府市、豊明市、知多郡東浦町並びに同郡南知多町篠島及び日間賀島 愛知県立刈谷高等学校附属中学校
- 二 西尾市佐久島 別表備考第一号に規定する尾張学区を通学区域とする県立中学校

第六条中「県立中学校」を「愛知県立とよはし中学校」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県立中学校に入学することができる者は、小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業し、若しくは義務教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの者に準ずる者とする。

第七条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により入学願書を提出するときは、愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の定めるところにより、入学検定料を納付しなければならない。ただし、入学検定を受検しない場合は、この限りでない。

第十一条の見出しを「（愛知県立とよはし中学校への再入学）」に改め、同条中「県立中学校」を「愛知県立とよはし中学校」に、「再入学」を「愛知県立とよはし中学校への再入学」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条関係）

名 称	コ ー ス	入 学 定 員（人）	通 学 区 域
愛知県立明和高等学校附属中学校	普 通	八〇	尾張学区
	音 楽	二〇	県内全域
愛知県立半田高等学校附属中学校	普 通	八〇	尾張学区

愛知県立津島高等学校附属中学校	国際探究	八〇	県内全域
愛知県立刈谷高等学校附属中学校	普通	八〇	三河学区

備考 尾張学区及び三河学区とは、それぞれ次に定める区域をいう。

- 一 尾張学区 名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡及び知多郡の区域
- 二 三河学区 豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡及び北設楽郡の区域

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県立中学校学則の一部改正新旧対照表

新

(コース、入学定員及び通学区域)

第一条 県立中学校(愛知県立とよはし中学校を除く。以下この項及び第六条第一項において同じ。)のコース、入学定員及び通学区域は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる地域に居住する者は、それぞれ、当該各号に定める県立中学校に通学することができる。

- 一 大府市、豊明市、知多郡東浦町並びに同郡南知多町篠島及び日間賀島 愛知県立刈谷高等学校附属中学校

- 二 西尾市佐久島 別表備考第一号に規定する尾張学区を通学区域とする県立中学校

2 愛知県立とよはし中学校の通学区域は、県内全域とする。ただし、県外に住所を有する者でその勤務地が県の区域内にあるものは、愛知県立とよはし中学校に通学することができる。

(入学資格)

第六条 県立中学校に入学することができる者は、小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業し、若しくは義務教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの者に準ずる者とする。

2 愛知県立とよはし中学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 以下 略

(入学手続)

旧

(通学区域)

第一条 県立中学校の通学区域は、県内全域とする。ただし、県外に住所を有する者でその勤務地が県の区域内にあるものは、県立中学校に通学することができる。

(入学資格)

第六条 県立中学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 以下 略

(入学手続)

第七条 略

2 前項の規定により入学願書を提出するときは、愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の定めるところにより、入学検定料を納付しなければならない。ただし、入学検定を受検しない場合は、この限りでない。

（愛知県立とよはし中学校への再入学）

第十一条 愛知県立とよはし中学校を退学した者が愛知県立とよはし中学校への再入学を願い出たときは、校長は、当該者が退学した時に属していた学年以下の学年に入学を許可することができる。

別表（第一条関係）

名 称	コース	入学定員（人）	通学区域
愛知県立明和高等学校附属中学校	普通	八〇	尾張学区
愛知県立半田高等学校附属中学校	音楽	二〇	県内全域
愛知県立半田高等学校附属中学校	普通	八〇	尾張学区
愛知県立津島高等学校附属中学校	国際探究	八〇	県内全域
愛知県立刈谷高等学校附属中学校	普通	八〇	三河学区

備考 尾張学区及び三河学区とは、それぞれ次に定める区域をいう。

一 尾張学区 名古屋市中区、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、

第七条 略

（再入学）

第十一条 県立中学校を退学した者が再入学を願い出たときは、当該者が退学した時に属していた学年以下の学年に入学を許可することができる。

尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、

弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡及

ひ知多郡の区域

二 三河学区 豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安

城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、

額田郡及び北設楽郡の区域